**大和市建設工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置について**

これまでも、一定の要件を満たす監理技術者補佐を現場配置することにより、監理技術者の兼任は可能でしたが（特例監理技術者）、建設業法の改正に伴い、特例監理技術者等が新たに「専任特例１号」と「専任特例２号」に区分され、令和６年１２月１３日に改正法が施行されました。

　これらの緩和を受けるための要件については、建設業法、同施行令、規則等で規定されていますが、複雑であることから「大和市建設工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置に係る取扱要領」を定めました。内容は以下のとおりです。

**１　専任緩和を受けるための要件**

**専任特例１号（法第２６条第３項第１号）**

　次のア～クのすべての要件を満たすこと。

　　ア　各工事の契約金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

　　イ　工事現場間の距離が1日で巡回可能でありかつ、移動時間が概ね片道2時間以内であること。

　　ウ　下請次数が３を超えていないこと。

　　エ　当該建設工事に置かれる技術者との連絡員を各工事現場に配置すること。なお、土木一式工

事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する１年以上の実務経験者とする。

　　オ　情報通信技術について、現場作業員の入退場を遠隔から確認できるシステム（CCUS又は

CCUSとAPI連携したものが望ましい）を導入していること。

　　カ　国土交通省が参考様式で示している人員配置計画書（別紙―１）を作成し、工事現場ごとに備え置き、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから５年間営業所で保存していること。

　　キ　当該工事現場以外の場所から、現場の状況を確認するために必要な映像及び、音声の送受信

が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）の活用が可能なこと。

　　ク　兼任する工事の数が２を超えないこと。

**専任特例２号（法第２６条第３項第２号）**

次のア・イのすべての要件を満たすこと。

　　ア　兼任する工事現場ごとに、監理技術者を補佐する者を専任で置くこと。

　　イ　兼任する工事の数が２を超えないこと。

なお、上記アに掲げる、監理技術者を補佐する者の要件は、以下のすべてを満たす必要があります。

(1)主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種目に限る）若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

(2)公告日において入札参加者と直接的かつ恒常的な３月以上の雇用関係にあること。

**２　手続および提出書類**

以下の書類の提出および、手続が必要になります。

**専任特例１号**

(1)競争参加資格確認申請期間中（事後審査の入札案件は落札候補者となった際）に速やかに、当該希望を発注者（大和市）に伝え、「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に併せ、「特例監理技術者配置予定調書（専任特例１号）」（別紙―２①）を提出してください。

(2)兼務する2件の工事の難易度や、繁忙期等を含めた審査を市が行い、兼務の可否について落札候補者に伝えます。

(3)特例監理技術者の配置が認められた場合は、契約締結時に「工事現場代理人等選任届（特例監理技術者配置用）」（別紙―３）を兼務する工事それぞれ1部ずつ作成し、提出してください。

また、「特例監理技術者兼任配置届（専任特例1号）」（別紙―４①）についても2部作成し提出してください。

(4)落札決定後、速やかに国土交通省が参考様式で示している「人員配置計画書」（別紙―１）により従事中の工事及び落札決定された工事の２件について同計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いてください。なお、計画書は本市監督員により、必要に応じ提示を求める場合があります。

**専任特例２号**

(1)競争参加資格確認申請期間中（事後審査の入札案件は落札候補者となった際）に速やかに、当該希望を発注者（大和市）に伝え、「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に併せ、「特例監理技術者配置予定調書（専任特例２号）」（別紙―２②）を提出してください。

(2)兼務する2件の工事の難易度や、繁忙期等を含めた審査を市が行い、兼務の可否について落札候補者に伝えてください。

(3)特例監理技術者の配置を認められた場合は、契約締結時に「工事現場代理人等選任届（特例監理技術者配置用）」（別紙―３）を兼務する工事それぞれ1部ずつ作成し、提出してください。また、「特例監理技術者兼任配置届（専任特例2号）」（別紙―４②）についても2部作成し提出してください。

**３ 留意事項等**

(1) 特例監理技術者は施工における主要な施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行してください。また、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、一層配慮してください。

(2) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制としてください。

(3) 監理技術者補佐が担う業務等について明確にしてください。

(4) 特例監理技術者は、現場代理人との兼務はできません。

(5) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。